

## 総務省が実施した政策評価についての個別審査結果

### 1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定、平成17年12月16日改定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- ア 「平成19年度実績評価書（平成18年度に実施した政策に係る実績評価）」（平成19年7月10日付け総官政第78号による送付分）における実績評価方式による26件の政策評価
- イ 「平成19年度事前事業評価書（平成19年度に事業評価方式により評価を行った総務省の政策の評価結果）」（平成19年8月30日付け総官政第98号による送付分）における事業評価方式による12件（注1）の政策評価（事前）
- ウ 「平成19年度事後事業評価書（平成19年度において事業評価方式により実施した事後（継続）評価結果）」（平成19年7月10日付け総官政第78号による送付分）における事業評価方式による3件（注2）の政策評価（事後）

（注1） 送付を受けた18件の政策評価のうち、研究開発を対象とした政策評価（6件）を除いた12件の政策評価。また、研究開発を対象とした政策評価については、別途整理する予定である。

（注2） 送付を受けた7件の政策評価のうち、研究開発を対象とした政策評価（4件）を除いた3件の政策評価。また、研究開発を対象とした政策評価については、別途整理する予定である。

### 2 実績評価方式による政策評価についての審査

#### （1）審査の考え方と点検の項目

##### （目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注） 達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

#### （2）審査の結果

「平成19年度実績評価書」における実績評価方式による26件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

## 政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
1	社会経済情勢の変化等に対応した行政管理の実施等	○ ○社会経済情勢の変化に対応した、簡素で効率的な政府を実現するため、メリハリのあるスリムな機構・定員を実現するとともに、行政改革を着実に推進する。 ○「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等に基づく、公益法人の適切な設立許可・指導監督による公益法人行政を推進する。	C	6	毎年度の機構・定員等審査結果				
					(定員合理化進捗率)	P	(平成17年度～21年度) 16年度末定員の10%以上を定員合理化	○	
					(純減目標達成率)	P	(平成18年度～22年度) 17年度末定員の5.7%以上の純減を確保	○	
					公益法人の設立許可及び指導監督基準等の遵守状況				
					公益法人本来の事業の規模が2分の1以上である法人の割合	P	前年度比増	○	
					情報公開率	P	100%	○	
					各種申合せの実施状況のフォローアップ結果				
					国所管法人の立入検査の実施状況	P	100%	○	
					国所管法人のホームページ開設率	P	100%	○	
					2	地方行革の推進	— 地方公共団体の行政運営を効果的・効率的にするための地方行革を推進する。	C	(参考となる指標) 5
各地方公共団体における集中改革プランの公表状況									
(参考となる指標) 地方公務員の総定員	P	—	—						
(参考となる指標) ラスパイレス指数の状況	P	—	—						
(参考となる指標) 地方公共団体給与情報等公表システムによる定員・給与の公表状況	P	—	—						
(参考となる指標) 各地方公営企業における経営計画の策定率	P	—	—						

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
3	政策評価の推進による効果的かつ効率的な行政の推進及び国民への説明責任の徹底	○	各府省及び総務省における政策評価の適切な実施及び質の向上並びに評価結果の政策への適時・的確な反映により、効果的かつ効率的な行政が推進されるとともに、政策評価に関する情報の公開により、国民への説明責任の徹底が図られることを目標とする。	C	4	各府省における評価の実施及び質の向上 ・総務省による政策評価制度の推進や総務省が行った客観性担保評価活動において明らかになった、各府省における評価の実施状況及び質の向上の状況 （実績評価方式における目標の数値化等の割合等）	P	数値化等の割合の対前年度比増	○
						各府省における評価結果の予算要求等政策への反映 ・政策の改善・見直し等を含む、評価結果の政策への適切な反映状況	CM (P)	—	—
						総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映状況	CI (P)	評価結果の関係府省における政策への反映	△
						国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用状況	CM	政策評価についての認知度の対前年度比増	○
4	行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進による行政制度・運営の改善	○	国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政を実現する見地から、行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進を通じて、行政の制度・運営の改善を図る。	C	2	行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し・改善事項数の割合及び具体的な見直し・改善事例	CM (P)	90%	○
						苦情あつせん案件の解決率及び解決状況	CM (P)	90%	○
5	行政の透明性の向上と信頼性の確保	—	国の行政機関等における情報公開、個人情報保護及び行政手続の各制度の適正かつ円滑な運用並びに地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る。	C	2 （参考となる指標） 2	行政機関情報公開法等の施行状況	P	—	—
						行政手続法の施行状況	P	—	—
						（参考となる指標） 地方公共団体の情報公開条例制定率	CM (P)	—	—

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
					(参考となる指標) 地方公共団体の行政手続条例制定率	CM(P)	—	—	
6	国家公務員の適正な人事管理の推進	—	多様な人材の確保と活用、高齢対策と再就職の適正化、健康管理・安全管理などの国家公務員の人事管理に係る諸施策を適切に実施することにより、政府全体としての適正な人事管理の推進を図る。	C	(参考となる指標) 6	(参考となる指標) 人事管理運営方針のフォローアップ結果	P	—	—
					(参考となる指標) 各種人事交流の実施状況	P	—	—	
					(参考となる指標) 女性国家公務員の採用の拡大	P	—	—	
					(参考となる指標) 国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進状況	P	—	—	
					(参考となる指標) 退職準備プログラム等の導入状況	P	—	—	
					(参考となる指標) 健康管理・安全管理施策の実施状況	P	—	—	
7	分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等	—	地方公共団体の自主性及び自律性を拡大させるための地方制度を整備するとともに、地方行財政基盤の強化、行政運営の質の向上等を通じ、地方行政体制の確立を推進する。	C	(参考となる指標) 7	(参考となる指標) 分権型社会に対応した地方制度の状況（検討状況含む）	P	—	—
					市町村合併の状況				
					(参考となる指標) 合併件数	P	—	—	
					(参考となる指標) 合併後の市町村数	CM(P)	—	—	
					(参考となる指標) 人口規模別の市町村数	CM(P)	—	—	
					(参考となる指標) 地方公共団体の集中改革プランの公表状況	P	—	—	

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無
					(参考となる指標) 地方公共団体の情報公開条例制定率	CM(P)	—	—
					(参考となる指標) 地方公共団体の行政手続条例制定率	CM(P)	—	—
8	分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立と地方公務員の適正な人事管理の推進	—	能力・実績重視の人事制度の確立や職員の任用・勤務形態の多様化の取組を支援するなど、地方公共団体の人事制度の改革を推進するとともに、地方公務員数の抑制・給与の適正化を実現する。	C	(参考となる指標) 6 (参考となる指標) 地方公共団体の人事制度改革の状況（検討状況を含む）	P	—	—
					(参考となる指標) 地方公務員数の推移（職員数）	P	—	—
					(参考となる指標) ラスパイレス指数の状況	P	—	—
					(参考となる指標) 給与情報等公表システムによる公表状況	P	—	—
					(参考となる指標) 人材育成基本方針の策定状況	CM(P)	—	—
					(参考となる指標) 人材育成等アドバイザーの派遣状況	P	—	—
9	地方財源の確保と地方財政健全化	—	地方公共団体の財政運営に支障が生じないように所要の地方財源の確保を行うとともに地方交付税の算定方法の簡素化等の見直しを進める。また、地方公共団体の財政収支を改善し、地方財政の健全化を図る。	C	(参考となる指標) 8 (参考となる指標) 地方財政計画の規模	P	—	—
					(参考となる指標) 一般財源比率	P	—	—
					(参考となる指標) 地方債依存度	P	—	—
					(参考となる指標) 借入金残高	P	—	—
					(参考となる指標) 地方債計画の規模	P	—	—

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無
					(参考となる指標) 平成19年度地方財政計画策定のために実施した地方財政対策 (財源不足額の発生状況とその補てん内容)	P	—	—
					(参考となる指標) 平成19年度地方交付税の算定方法の簡素化等の取組状況	P	—	—
					(参考となる指標) 公債費負担適正化計画の完了割合	P	—	—
10	分権型社会を担う地方税制度の構築	—	分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。	C	(参考となる指標) 5 (参考となる指標) 国・地方の財源配分	CM (P)	—	—
					(参考となる指標) 道府県民税及び市町村税の税收構成比	CM (P)	—	—
					(参考となる指標) 歳入総額に占める地方税の割合の推移	CM (P)	—	—
					(参考となる指標) 地方税收の推移	CM (P)	—	—
					(参考となる指標) 国民負担率の内訳の国際比較	CM (P)	—	—
11	活力、個性、魅力にあふれる地域づくり	—	地方分権をにらんで、個性豊かで活力や魅力にあふれる地域社会の実現を推進する。	C	(参考となる指標) 5 (参考となる指標) 循環型社会形成事業、少子高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業の活用団体数	P	—	—
					(参考となる指標) JETプログラムの招致人数、招致国数	P	—	—
					(参考となる指標) 関係機関と連携の上のPFI研修会等の実施状況	P	—	—

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
					(参考となる指標) 過疎地域自立促進計画の進捗率	CM(P)	—	—	
					(参考となる指標) 辺地数の推移	CM(P)	—	—	
12	利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向けた電子政府・電子自治体の推進	○	行政分野へのITの活用とこれに併せた業務や制度の見直しを進め、国民の利便性及びサービスの向上と行政運営の簡素化、効率化を図る。	C	7	国に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率	P	50%	○
					申請・届出等手続におけるオンライン利用件数	P	対17年度2割増加	○	
					電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数(利用件数)	P	3,000万件	○	
					人事・給与関係業務情報システムの導入完了府省等数	P	全府省等	○	
					都道府県における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率	CM(P)	100%	○	
					市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率	CM(P)	100%	○	
					地方に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率(電子自治体オンライン利用促進指針で選定した対象手続に係る利用率)	P	50%	○	
13	電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供	○	電気通信事業の公正な競争環境等の整備により、電気通信事業の健全な発達及び低廉で多様・高度なサービスの提供を促す。	C	4	電気通信事業者数の推移	CM	—	—
					ブロードバンド契約者数等の推移	CM	—	—	
					電気通信サービスの料金の低廉化の状況	CM	—	—	
					ブロードバンド・ゼロ地域の解消	CM	0%	○	

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無
14	高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現	○ 全放送メディアのデジタル化等により、高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会を実現する。	C	7	地上デジタル放送の公共分野での利活用の推進等	P	活用	△
					高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく地上放送施設デジタル化促進税制等の活用	P	活用	△
					地上デジタルテレビジョン放送の開局数・受信可能世帯数 アナログ周波数変更対策の実施	CM	約4,800万世帯	○
					BSデジタル放送受信可能世帯数及びCSデジタル放送視聴契約者数	CM	—	—
					ケーブルテレビによる地上デジタル放送視聴可能世帯数	CM	約2,300万世帯	○
					難視聴解消世帯数	CM	1,000世帯	○
					概要及び実現年度が明確化された次世代放送システムの技術課題	P	課題のリスト化	○
					15	社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるICT利活用の促進	○ 社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるICT利活用の促進	C
電子政府に用いられるOSのセキュリティ品質の評価手法の確立	P	セキュリティ品質評価手法の確立	△					
ボットネットによるサイバー攻撃への対処	P	ボットネットに対処する総合的な枠組みの構築	△					
情報通信分野の研修受講者数（16年度～19年度）	P	13,000人	○					
ベンチャー企業に対する助成の成果（事業化率）	CM (P)	18～20年度に助成した案件の平均事業化率が70%	○					
テレワーカーが就業者人口に占める割合	CM	20%	○					

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
16	世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進	○	全国民が低廉かつ多様なブロードバンドサービスを楽しむことができ、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるユビキタスなネットワーク社会の実現に貢献するために、公平かつ能率的な電波利用を促進し、世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境の実現を目指す。	C	3	超高速インターネット衛星の研究開発等の状況	P	実用化	△
						ITSの情報通信技術に係るITUでの標準化の状況	P	国際標準化	△
						過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能となった人口	CM	20万人 (H18～H20の累計)	○
17	ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化の推進	○	ユビキタスネットワーク社会の実現に向け、情報通信技術に関する研究開発及び標準化を推進する。	C	2	専門家による評価において成果ありと評価される割合	P	80%	○
						ITU、IETF等における標準提案の件数	P	20件程度	○
18	グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現への貢献	○	我が国の情報通信行政の国際理解の推進、二国間・多国間等の枠組みによる課題解決のための取組、国際的な情報格差（デジタル・ディバイド）の解消（特にアジア地域）、ネットワークの発展を促す市場環境・制度の整備、グローバルネットワークにおける国際標準化の推進への対応等を行うことにより、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現に貢献するとともに、各国との国際協力関係の強化に資する。	C	3	二国間定期協議、政策対話、国際機関における協議等を通じた我が国の情報通信行政に対する国際理解の推進や課題解決の状況等	C I (P)	—	—
						アジア・ブロードバンド計画の推進状況			
						(協力関係)	P	10カ国以上のアジア諸国との間でICT分野での協力関係を推進	○
	(人材関係)	P	アジア諸国におけるICT分野の人材育成3,000人を実現	○					
19	郵政事業の適正かつ確実な実施の確保による国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展	○	日本郵政公社の監督及び郵政事業に係る制度の企画立案等により、郵政事業の適正かつ確実な実施を確保することによって、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を目指す。	C	3 (参考となる指標) 2	日本郵政公社の監督の状況	P	—	—
						郵政事業に係る制度の企画立案の状況	P	—	—
						郵便局配置空白市町村数	CM (P)	0市町村	○
						(参考となる指標) 中期経営目標の目標値達成状況	P	—	—
						(参考となる指標) 郵政民営化の実施に向けた取組の状況	P	—	—

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 (「達成目標」)	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
20	国際郵便分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上	—	国際郵便サービスの円滑な実施を図るため、積極的に国際郵便関係機関等の国際会議に参加し、国際郵便に関する関係国際機関や関係国との政策協調を推進するとともに、UPU（万国郵便連合）活動への人的貢献、UPU活動への財政的貢献等により、我が国の国際郵便に係る政策を国際郵便の取扱いに関する取決め等に反映させ、もって、我が国利用者の利便の向上を図る。	C	(参考となる指標) 2	(参考となる指標) UPU活動への人的貢献	P	—	—
						(参考となる指標) UPU活動への財政的貢献	P	—	—
21	信書の送達への民間参入制度の実施による利用者の利便の向上及び郵便における競争の促進によるサービスの多様化	—	「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）に基づく適正な業務運営の下、書状等の信書を送達する事業について、事業者の創意工夫及び競争の促進により、多様なサービスが提供され、利用者利便の向上が図られることを目標としている。	C	1 (参考となる指標) 2	事業者数	CM	—	—
						(参考となる指標) 事業者の参入状況	CM	—	—
						(参考となる指標) 郵便における一層の競争の促進のための制度の企画立案の状況	P	—	—
22	火災・災害等による被害の軽減	○	火災予防対策の強化、国と地域の防災力の強化を図ることによって、火災・災害等の発生件数、死者数を減らすことにより被害を軽減することを目標とする。	C	12	住宅火災による死者数	CM	住宅火災による死者数の減少（対前年比）	○
						小規模雑居ビルの消防法令違反率	CM (P)	小規模雑居ビルにおける消防法令違反率の低減（対前年比）	○
						放火火災件数、割合	CM	放火火災件数の減少（対前年比）	○
						危険物施設における火災・漏えい事故件数の推移	CM	危険物施設における事故件数の減少（対前年比）	○
						自然災害による死者・行方不明者数（戦後）	CM	—	—
						緊急消防援助隊の隊数	P	おおむね4,000隊	○
						消防職員及び消防団員数	P	消防団員数の増加（対前年度比）	○
						自主防災組織の組織率	CM	75%	○
						市区町村地域防災計画の阪神・淡路大震災以降の修正状況	P	—	—
						防災拠点となる公共施設等の耐震化の進捗状況	P	—	—

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
					消防庁防災情報システムの接続団体数の推移	P	—	—	
					市町村防災行政無線（同報系）の整備率の推移	P	75%	○	
23	国民保護体制の整備	○	国民保護計画の作成や国民保護訓練の実施についての支援や各種システムの整備等によって、地方公共団体における危機管理体制の充実を図り、有事に適切に対応できる国民保護体制を整備することを目標とする。	C	4	都道府県における防災・危機管理専任の幹部職員の設定状況	P	—	—
					訓練の実施状況	P	訓練の実施率の向上（対前年度比）	○	
					市町村防災行政無線（同報系）の整備率の推移	P	75%	○	
					市町村国民保護計画の作成率	P	100%	○	
24	救命率の向上	○	救急需要対策、高度な救急救命処置の実施、現場における住民による応急手当の充実等の施策を展開し、救急業務の充実・高度化を図ることにより、救命率を向上させることを目標とする。	C	11	救急出場件数の推移（救急自動車による場合）	P	—	—
					救急隊数の推移	P	—	—	
					消防防災ヘリコプターによる災害出動の推移	P	—	—	
					都道府県・消防本部ヘリコプターによる出動状況	P	—	—	
					救急救命士制度の導入による救命率の推移	CM	救命率の向上（対前年度比）	○	
					高度な救急救命処置の実施状況の推移	P	—	—	
					救急救命士の配置された救急隊の割合及び救急自動車に占める高規格の救急自動車の割合	P	全救急隊の85%の隊に救急救命士を1人以上配置 全救急隊の85%の隊に高規格救急自動車を配置	○	
					教育訓練を受けた救急隊員の数	P	—	—	
					心肺停止傷病者に対する応急手当の実施有無別救命率	CM	—	—	
					心肺停止傷病者への応急手当実施率（現場において住民により実施されたもの）	CM	—	—	

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無											
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無					
					救命講習実施回数・救命講習受講者数	P	—	—					
25	社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供	○	社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を図る。	C	13	統計法制度の見直しの検討状況	P	—	—				
						指定統計調査及び承認統計調査の審査による主な改善事例（負担軽減の観点からの改善事例を含む）	C I (P)	—	—				
						「事業所・企業データベース」を利用して重複是正が図られた調査数	P	20調査(程度)	○				
						地方公共団体の職員、登録統計調査員を対象にした研修の受講後のアンケートに基づく受講者の満足度							
						地方業務研修（中央研修）	CM	100%	○				
						登録調査員中央研修	CM	80%	○				
						登録調査員地域ブロック別研修	CM	80%	○				
						統計調査員任命数に占める登録調査員の割合	P	80%	○				
						統計データ・グラフフェアの入場者を対象にしたアンケートにおける「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合	CM	80%	○				
						国際会議等への参画状況及び成果	P	—	—				
						統計調査等の実施状況	P	11件	○				
						統計需要や調査環境の変化に応じた調査の改善の検討状況	P	—	—				
						統計調査結果の提供状況							
						ホームページ収録ファイル数及びアクセス件数	P	ファイル数：約130万件 アクセス件数：約270万件	○				
統計データ・ポータルサイトのアクセス件数	P	アクセス件数：約90万件	○										

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
26	受給者の生活を支える恩給行政の推進	—	恩給年額の適正な改定、受給者等に対するサービス向上（受給者等の負担軽減、恩給請求の速やかな処理）を図る。	C	（参考となる指標） 4	（参考となる指標） 毎年度の受給者数	P	—	—
						（参考となる指標） 毎年度の恩給年額	P	—	—
						（参考となる指標） 受給者等の支給 手続上の負担軽減度	CM	—	—
						（参考となる指標） 年度末における 請求未処理案件比率 （年度末における 残件数／月間 平均処理件数）	P	—	—
合計	26政策	O=15	C=26	90 (注2)	CM=33 CI=3 P=54	O=54 △=7			

- (注) 1 総務省の「平成19年度実績評価書（平成18年度に実施した政策に係る実績評価）」を基に当省が作成した。
- 2 これら90指標のほかに、国や地方の行政制度の企画立案など目標の達成状況を的確に測定できる指標の設定が困難な政策については、「参考となる指標」を用いて客観的な情報・データや事実を示すことにより当該政策に係る現状や課題等を明らかにすることとしており、「参考となる指標」を54指標設定している。
- 3 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	総務省の「平成 19 年度実績評価書（平成 18 年度に実施した政策に係る実績評価）」において評価対象政策ごとに付されている番号を記入した。
「政策」欄	評価書の記載項目 1「政策等」欄に記載されている評価対象政策の名称を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	<p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>目標に関し達成すべき水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは、「△」を記入した。</p> <p>上記のいずれにも該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」、少なくとも一つの指標について、達成しようとする水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは「△」を記入した。</p>
「達成すべき目標（「達成目標）」欄	評価書の記載項目 1「政策等」欄に記載されている「政策の基本目標」を記入した。
「目標分類」欄	<p>「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。</p> <p>なお、「C」（=outCome）はアウトカム、「P」（=outPut）はアウトプットをそれぞれ示す。</p>
「測定指標」及び「指標数」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。
「指標分類」欄	<p>「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「CM」、「CI」、「P」の別を記入した。ただし、当省（行政評価局）が示した分類と総務省の分類に違いがある場合には、その両方を記載し、当省（行政評価局）の分類結果を（ ）内に示した。</p> <p>なお、「CM」（=outCome Measurable）はアウトカムで定量的な指標、「CI」（=outCome Immeasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（=outPut）はアウトプット指標をそれぞれ示す。</p>
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。

## アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した案を各府省に提示した。各府省がこの分類案と異なる分類の考え方を採っている場合には、当該府省の考え方を以下に別記として整理している。

### 記

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

○アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>○行政サービスに対する満足度</li> <li>○講習会の受講による知識の向上、技能の向上</li> <li>○搬送された患者の救命率</li> <li>○開発途上国における教育水準（識字率、就学率）</li> <li>○農産物の生産量</li> <li>○大気、水質、地質の汚染度</li> <li>○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数</li> <li>○株式売買高の推移</li> <li>○育児休業取得率</li> <li>○就職件数、就職率</li> </ul>
○アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
① 行政の活動そのもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業の実施件数、 ○会議の開催数</li> <li>○偽造防止技術の研究件数、 ○環境基準の設定</li> <li>○検査件数、 ○行政処分の実施件数</li> </ul>
② 行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>○講習会、展示会等の開催回数</li> <li>○標準事務処理期間の遵守状況</li> <li>○電算機の稼働率、 ○助成金の支給件数・支給金額</li> <li>○パンフレットの配布数</li> </ul>
③ 行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>○講習会、展示会等の参加者数</li> <li>○ホームページ等へのアクセス件数</li> <li>○論文の被引用数、 ○共同利用施設の利用者数</li> <li>○放送大学の学生数、高等教育機関における社会人の数</li> <li>○技術士、環境カウンセラー等の登録者数</li> <li>○相談件数、 ○インターンシップ参加者数</li> </ul>
④ 行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>○機構・定員等の審査結果</li> <li>○一般会計予算の主要経費構成比</li> <li>○法令等審査件数</li> <li>○恩給請求書を3か月以内に総務省に進達した割合</li> </ul>
⑤ 行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>○各種研究開発の特許取得件数</li> <li>○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数</li> <li>○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数</li> </ul>

(別記) 総務省におけるアウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方

総務省は、調整官庁や制度官庁という側面を有することもあり、直接的に国民生活や社会に及ぼされる影響を把握する指標の設定が困難な面があることから、「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方」(総務省行政評価局)においてアウトプット指標として分類されているものの一部について、以下の考え方によりアウトカム指標に分類している。

<p>○ アウトプット指標分類④(行政内部の相互作用の結果等)に該当する指標のうち、府省及び地方公共団体との連絡調整等の行政活動の結果として、府省及び地方公共団体に変化や影響を及ぼすことにより、国民生活や社会経済に変化や影響を及ぼすと判断できるもの(参考となる指標についても同じ)</p>	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し・改善事項数の割合及び具体的な見直し・改善事例</li><li>・地方公共団体の情報公開条例制定率、行政手続条例制定率(参考となる指標の例)</li></ul>
--	--

### 3 事業評価方式による政策評価（事前）についての審査

#### （1）審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている（基本方針 I-4-ア）。事前評価については、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに規制に関して、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

#### （政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

#### （事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針 I-4-ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。

- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

## (2) 審査の結果

「平成 19 年度事前事業評価書」における事業評価方式による 12 件の政策評価(事前)についての審査の結果(事実確認の整理結果)は、以下のとおりである。

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
1	共同利用システム基盤の業務・システム最適化	△ ①府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムの最適化により整備される19分野のシステムにおいて各々整備することとなっている基盤機能及び施設・設備の運用形態の見直しを行い、可能な限り共同利用化を図ることにより、システムに係る経費総額の低減を図る。 ②19分野の府省共通システムの各担当府省において重複して実施している運用業務及び監視業務の実施形態の見直しを行い、可能な限り集約化を図ることにより、システムに係る経費総額の低減及び業務処理時間の低減を図る。	△ 府省共通システムのうち職員等利用者共通認証基盤、文書管理システム、人事・給与関係業務情報システム及び電子政府の総合窓口(e-Gov)が共同利用システム基盤に完全移行した年度の翌年度1年間の運用後をめぐり	○ ①共同利用システム基盤に参画した府省共通システムにおける運用経費の試算額を調査し、最適化後の参画府省共通システムにおける運用経費の低減について検証することにより政策効果を推定する。 ②共同利用システム基盤に参画した府省共通システムにおける運用経費及び業務処理時間の試算額を調査し、最適化後の参画府省共通システムにおける運用経費及び業務処理時間の低減について検証することにより政策効果を推定する。
2	国民投票制度の周知及び執行体制の確立	△ 平成19年度から21年度までの3年間で、総務省設置法第4条第42号、第43号に規定されている「投票の普及及び宣伝」を実施して、国民投票の円滑な実施のための環境を整備すること。	△ 事業終了後、評価体制が整った段階で実施予定	△ 実施した周知事業を総括することにより効率的な周知がなされたか、投票人名簿の調製等予定されている事業が適正に執行されたかを検証することにより、当該事業の政策効果について有効性等の観点から分析を行う。
3	電子投票の推進	△ 電子投票の導入を図る地方公共団体に対し、電子投票導入のための環境整備等を通じ、その導入を推進すること。	△ 4年後めどに団体に対して調査を行った上で、事後事業評価を実施予定	△ 電子投票の導入に関して団体へ調査を実施し、その調査結果を参考に当該事業の政策効果について有効性等の観点から分析を行う。
4	ユビキタス特区事業の推進	△ 我が国が国際的に優位にあるユビキタスネットワーク技術等を活用し、世界最先端のICTサービスの開発、実証実験等を促進し、日本のイニシアティブによる国際展開可能な「新たなモデル」を確立するとともに、豊かな国民生活の実現に寄与する。	○ 平成23年度	△ 「ユビキタス特区」におけるICTサービスの開発・実証実験等の推進状況により、本事業の政策効果を把握する。
5	生産性向上のためのICT共通基盤整備	△ ネットワークの活用を前提とした総合的なコード体系を整備し、労働生産性向上の実現に寄与する。	○ 平成23年度	△ ネットワークの活用を前提とした総合的なコード体系の実証研究の成果により、本事業の政策効果を把握する。
6	コンテンツ取引市場形成に関する実証実験	△ 放送コンテンツのマルチユース展開のための基盤的役割を担う、権利クリアランス・ネットワークの構築を目指し、放送コンテンツに係る多様なデータベースの運用ワークフローの可視化と、統一すべきワークフローの整理を行い、ネットワークを通じた放送コンテンツの権利処理を可能とする。	○ 平成23年度めど	△ 放送コンテンツのマルチユース展開の基盤的役割を担う権利クリアランス・ネットワークの構築について、実証実験の進捗よく状況等により、本事業の効果を把握する。

整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
7	多様なネットワーク環境におけるIPTV伝送技術の実証	△ トラフィック管理等ネットワークの品質管理が行えないような多様なネットワーク環境下で、地上デジタル放送のIPマルチキャストによる再送信も含め、IPTV伝送技術に関する実証実験を行い、デジタル放送品質の維持と脆弱な通信インフラを両立する受信品質の最適化に向けて技術検証を実施し、直接地上波を受信できない地域への地上デジタル放送受信の補完措置として利用可能な手段の一つとする。	○ 平成23年度	△ 本実証実験の実施により様々なネットワーク環境下でIPマルチキャストによる地上波同時再送信等が可能であるかどうかについて実証実験に係る報告書等によって検証し、その有効性等を把握する。
8	健康情報活用基盤実証事業	△ 生涯にわたる健康情報（診療情報、健診情報等）を個人が電子的に入手・活用することにより日常の健康増進対策が促進されるとともに、医療機関等がその健康情報を活用して、他の医療機関等との連携による継続性ある適切な医療の提供を行うことが可能となる。	△ 事業終了後、評価体制を整え事後事業評価を行う予定	○ 本事業終了後、医療関係者、電気通信事業者、地方自治体、関係省庁等が参加する研究会を開催し、実証実験に参加した地域住民へのアンケート調査等を基に、本事業の有効性等を分析する。
9	情報通信分野における標準化活動の強化	△ 情報通信分野における国際標準化活動の強化により、世界市場の拡大及び我が国の研究開発成果の普及を図り、我が国の情報通信産業の国際競争力の強化に寄与する。	○ 平成24年度	○ 事後事業評価実施時期において、本事業の達成目標である国際標準化活動の強化の実現に際し、ITU（国際電気通信連合）等の国際標準化機関における役職者（議長・副議長・ラポータ）数及び提案数について検証し、有効性等の観点から分析を行う。
10	映像国際放送の実施（拡充）	△ NHKの映像国際放送（委託協会国際放送業務）の実施を通じ、新たな外国人向け映像国際放送の視聴効果を増大させる。これにより、我が国の対外情報発信力の強化を進め、「日本の魅力」を世界へ発信することで、「ソフトパワー」を通じた我が国のプレゼンスの向上を図るとともに、ICT産業の国際競争力を強化する。	○ 平成24年度	○ 受信環境の整備による視聴可能国・世帯数の増加等、映像国際放送の視聴効果を評価するために適切とされた業績指標をNHKに報告させ、本事業の達成目標である新対外映像国際放送の視聴効果の増大を検証し、当該事業に対する需要及び当該事業の費用対効果を明らかにすることにより、有効性及び効率性の観点からの分析を行う。
11	特別高度工作車の整備	△ 大規模災害時における救助体制の充実強化による被害の軽減	○ 平成21年度	△ 大規模災害時等の現場で救助活動を行う緊急消防援助隊の隊員や消防庁からの現地派遣職員、さらには政令市消防本部等において実践的訓練を行う隊員等の意見等を参考に、有効性等を分析する。
12	北海道洞爺湖サミットにおける消防特別警戒の実施	△ サミット関係施設等における火災、テロ等の災害の未然防止と災害発生時の消防活動体制の万全を期す。	○ 平成21年度	△ サミット関係施設等における災害の未然防止と災害発生時の消防活動体制の万全を期すことができるよう、消防特別警戒を実施する有効性等について分析する。
合計		△=12	○=8 △=4	○=4 △=8

(注) 1 総務省の「平成19年度事前事業評価書（平成19年度に事業評価方式により評価を行った総務省の政策の評価結果）」を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「得ようとする効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。</p> <p>得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとする効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「検証を行う時期の特定」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、その検証を行う時期を記入した。</p> <p>当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものは、「○」を記入した。事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものは、「△」を記入した。事後的検証を行うことが明らかにされていないものは、「－」を記入した。</p>
「効果の把握の方法の特定性」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。</p> <p>政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものは、「○」を記入した。効果の把握の方法が不明確なものは、「△」を記入した。</p>

## 4 事業評価方式による政策評価（事後）についての審査

### （1）審査の考え方と点検の項目

#### （政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条）。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針I-5-A）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとした効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが具体的に把握されているか。また、把握された効果が得ようとした効果の全体を表すものとなっているか。

#### （得ようとした効果と把握された効果の関連性について）

事業評価方式による事後評価（事後の検証）においては、事前の時点に行った評価内容を踏まえ、実際に得られた政策効果を把握・測定した上で、あらかじめ期待していた政策効果が得られたのかどうか、見込んでいた政策効果と比べて実際に得られた政策効果はどのように評価されるものなのかを明らかにしていくことが求められる。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 当初得ようとした効果が実際に得られたのか、得られなかった場合はどのような事情によるのかについて、合理的な説明が行われているか。

### （2）審査の結果

「平成19年度事後事業評価書」における事業評価方式による3件の政策評価（事後）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）

整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性	得ようとした効果と把握された効果の関連性
1	総合的なワンストップサービスの整備	○ ①平成18年度における電子政府の総合窓口（e-Gov）全体へのアクセス件数（利用件数）の3,000万件達成 ②総合的なワンストップサービスの運用を開始する平成18年度における申請・届出等手続のオンライン利用件数を、前年度（平成17年度）に対して2割の増加 ③一括申請のモデルケースとして、総合的なワンストップサービスの運用を開始する18年度における会社設立の申請所要時間を総合的なワンストップサービス開始前の個別申請との比較で40%の削減	△ ①平成18年度における電子政府の総合窓口（e-Gov）全体へのアクセス件数（利用件数）は約3,700万件 ②総合的なワンストップサービスの運用を開始した平成18年度における申請・届出等手続のオンライン利用件数は、本評価時点（19年6月）において集計中 ③総合的なワンストップサービスにおける一括申請のモデルケースとしての会社設立に係る手続は法務省の商業登記手続及び厚生労働省の雇用保険関係手続であるが、本評価時点（19年6月）において、法務省及び厚生労働省は総合的なワンストップサービスに移行していない。	
2	情報通信システム整備促進事業	△ 過疎地域等の市町村がインターネットの導入に資する情報通信システムを整備する場合、又は地域公共ネットワーク等を活用し、共同で利用する情報通信システム（ASP・アウトソーシング方式）を整備する場合に要する経費の一部補助を行うことにより、地方公共団体の各種行政分野において地域特性に富み、かつ住民にとって利便性の高いシステムの構築を促進し、地域間のデジタル・ディバイド解消を図る。	－ ○地域公共ネットワークの全国普及状況 【整備率】 71.6%（平成17年度） ○情報通信システム整備促進事業の実施事業数 721件（平成11～17年度）	
3	電波の安全性に関する調査及び評価技術	△ 電波が人体や電子機器等に与える影響を科学的に解明し、得られた成果について周知や広報を行い、より安心して安全に利用できる電波環境を整備すること。	△ ○生体電磁環境研究推進委員会報告書の作成・公表（平成19年4月） 「現時点では電波防護指針値を超えない強さの電波により、非熱効果を含めて健康に悪影響を及ぼすという確固たる証拠は認められない」との結論を得た。 ○電波の医療機器等への影響に関する調査研究報告書の作成・公表（平成12年度～18年度） ○「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」の策定・改定	
合計		○ = 1 △ = 2	△ = 2	

(注) 1 総務省の「平成19年度事後事業評価書（事業評価方式により実施した事後（継続）評価）」を基に当省が作成した。  
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「得ようとした効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとした政策効果を記入した。</p> <p>得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとした効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「把握された効果の明確性」欄	<p>実際に得られた効果を記入した。</p> <p>把握された効果の明確性について、上記の「得ようとした効果の明確性」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。</p>
「得ようとした効果と把握された効果の関連性」欄	<p>「当初得ようとした効果が実際に得られたのか、得られなかった場合はどのような事情によるか」が当初得ようとした効果のすべてについて明らかにされているものは、「○」を記入した。当初得ようとした効果の一部について明らかにされているものは、「△」を記入した。明らかにされていないものは、「－」を記入した。また、「－」の場合、その判定理由を記入した。</p> <p>なお、「／」は、「得ようとした効果」又は「把握された効果」が、明確でない（「△」又は「－」）ため、「得ようとした効果と把握された効果の関連性」について審査の対象としていないものを表す。</p>